

インフレスライドの適用に係る措置について

平成 31 年 1 月 23 日 財政局長決裁
令和 4 年 12 月 19 日 一部改正
令和 8 年 4 月 10 日 一部改正
令和 8 年 8 月 19 日 一部改正

札幌市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 26 条第 6 項の規定に基づく賃金等の変動による請負代金額の変更（以下「インフレスライド」という。）の手続について、次のとおり取り扱うこととする。

1 請求日及び基準日等

- (1) 請求日：発注者又は受注者が約款第 26 条第 7 項に基づく協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して 14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。
- (4) スライド協議開始日：基準日からおおむね 3 月以内又はしゅん功日の 1 月前までのいずれか早い方とする。ただし、これにより難い場合は、発注者と受注者とが協議の上、基準日からしゅん功日の 1 月前までの範囲内において別に定める日とすることができる。なお、スライド協議開始日の設定に当たっては、インフレスライドの手続は次の賃金水準の変更がなされる前までに終える必要があること及び 5 (4) の対象工事については指定部分のしゅん功前にインフレスライドの手続を終える必要があることに留意すること。
- (5) 請求期限：直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更がなされるまで

2 対象工事

残工期が 2 月以上ある工事

3 出来形数量の確認

- (1) 出来形数量の確認にあたっては、受注者に出来形数量を確認して作成した数量調査書（以下「工事出来形報告書」という。）の提出を求め、これにより、数量書に対応した出来形数量を確認できることとする。なお、工事出来形報告書の提出にあたっては、公示用設計書等を基に協議・指示（事前着手の場合の措置必要事項報告書及び協議記録等で書面により示したもの）を行った数量に対して、工事主任及び現場代理人が立ち会いのうえ確認すること。
- (2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。
また、下記の材料等についても、出来形数量として取り扱うことができるものとする。
 - ① 工場製作品については、工場での確認及び契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、納品書、ミルシート等で在庫確保が証明できる材料
 - ② 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）

- ③ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料
- (3) 公示用設計図書等で一式明示した仮設工についても、出来形数量の対象とすることができる。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算資料がない場合、受注者側から提出された当該工事に対する構成比率を基に出来形数量を算出することができる。
- (5) 出来形が無い場合は、工事出来形報告書の表中に出来形が無い旨を明記することで足りるものとする。

4 請負代金額の変更

- (1) インフレスライドによる変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$
この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
 $S_{\text{増}}$ ：増額スライド額
 P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
 P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額
（ $P = \alpha \times Z$ 、 α ：請負比率、 Z ：札幌市積算額）
- (3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$
この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
 $S_{\text{減}}$ ：減額スライド額
 P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
 P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額
（ $P = \alpha \times Z$ 、 α ：請負比率、 Z ：札幌市積算額）
- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。
- (5) 変動後残工事設計金額の算出にあたっては、工種別・細目別に残工事量に対し、以下に掲げる単価及び積算基準を基に積算すること。
 - ① 積算体系及び積算基準は、原則として当初積算時のものとする。
 - ② 適用する資材等単価（市場単価及び特別調査単価を含む。）は、原則として基準日時点の採用単価とする。
 - ③ 見積り等により採用した単価については、価格変動が著しく、物価変動率等から客観的変動額が算出可能と判断される場合は、協議により見直すことができる。
 - ④ 諸経費の積算にあたっては当初積算時の算定式を用い、その額については基準日時点における出来形設計金額と残工事設計金額の合計金額（直接工事費、純工事費、工事原価）に対する率により積算すること。
- (6) $S_{\text{増額}} \leq 0$ 又は $S_{\text{減額}} \geq 0$ の場合は、受注者に対して請負代金額の変更が生じない

旨を通知し、処理を終了する。

5 運用基準及び請負代金額の変更手続等

- (1) 約款第 26 条第 6 項の請求は、残工期が 2 月以上ある場合に行うことができる。
なお、部分引渡しを伴う工事については、指定部分の残工期が 2 月未満であっても、工事全体の残工期が 2 月以上あれば対象とすることができる。
- (2) スライド額の算定にあたっては、基準日における工事内容となるように設計変更を行い、変更契約を行ったうえで、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により算定することを基本とする。ただし、変更契約に係る事務処理期間等に鑑み、基準日において変更契約を行っていないものの設計変更の数量が確定している場合（事前着手による場合を含む。）には、スライド協議前までに変更契約したうえで、基準日以降の残工事をインフレスライドの対象とすることができるものとする。
- (3) 残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を残工期に含めることができるものとする。
- (4) 部分引渡しを伴う工事において、基準日以降の残工事に指定部分に係る工事が含まれている場合は、指定部分のしゅん功前にインフレスライドの手続を終えること。
- (5) 基準日以降に設計変更の事由が発生した場合は、当該設計変更に係る変更契約の前にインフレスライドの手続を終えること。
- (6) 増額スライドの場合であって、スライド協議成立前に受注者から請求の取下げがあったときは、協議は終了する。
- (7) スライド額の算定後、スライド額を受注者に通知し、スライド協議を開始する。
スライド協議時においては、積算に用いた各種単価の変動資料や工事設計書（公表用）などを活用して、変更内容の説明を行うものとする。
- (8) スライド協議開始日から 14 日以内に受注者から異存がある旨の申し出がなかった場合は、スライド協議が成立したものとみなし、工事担当部は速やかに契約担当部へ変更契約の原議を提出すること。
- (9) スライド協議開始日から 14 日以内であっても受注者の合意が得られれば工事担当部は原議を契約担当部へ提出し、変更契約の手続を依頼することができる。
- (10) 受注者に対して請負代金額の変更が生じない旨を通知した場合又は増額スライドの場合であってスライド協議成立前に受注者から請求の取下げがあった場合は、工事担当部は速やかに契約担当部へその旨を報告すること。
- (11) この取扱いに定めのないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号）、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）」及び国土交通省作成の「スライド条項に関する FAQ（単品スライドの運用改定等を含む）」による。

6 手続フロー及び書式

- (1) インフレスライド実施フロー …別紙 1 のとおり
- (2) インフレスライド運用手順 …別紙 2 のとおり
(事務処理フロー及び様式)

※ (2)については、増額スライドの場合を想定したものである。減額スライドの必要が生じた場合については、(2)や 5 (1)に掲げる規程を準用し事務処理を行うこととする。

7 施行年月日

この取扱いは、平成 31 年 1 月 23 日から施行する。なお、施行日以前の賃金水準の変更によりインフレスライドを実施する工事については、なお従前の例による。

附則

この取扱いは、令和 4 年 12 月 19 日から施行する。

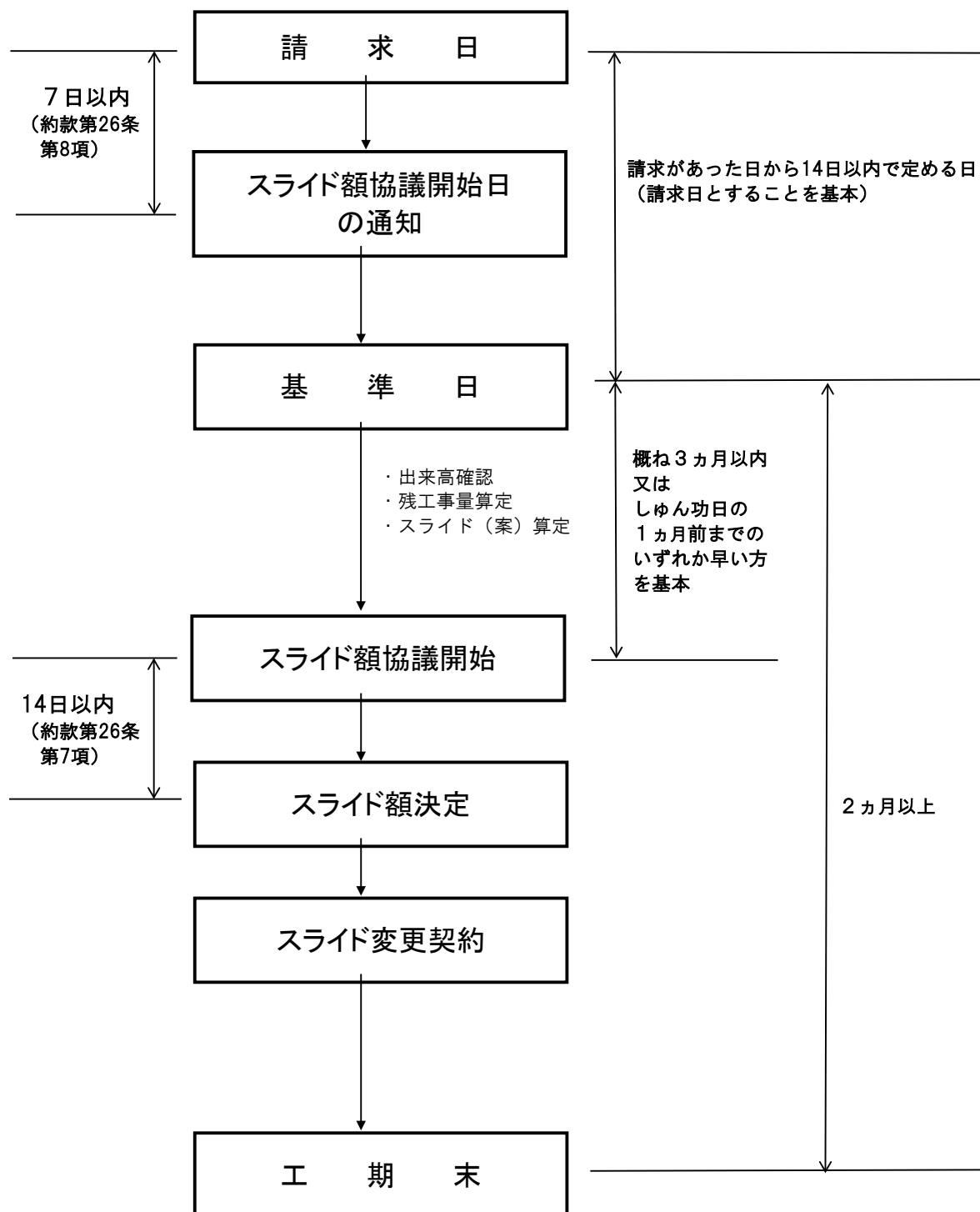
附則

この取扱いは、令和 8 年 4 月 10 日から施行する。

附則

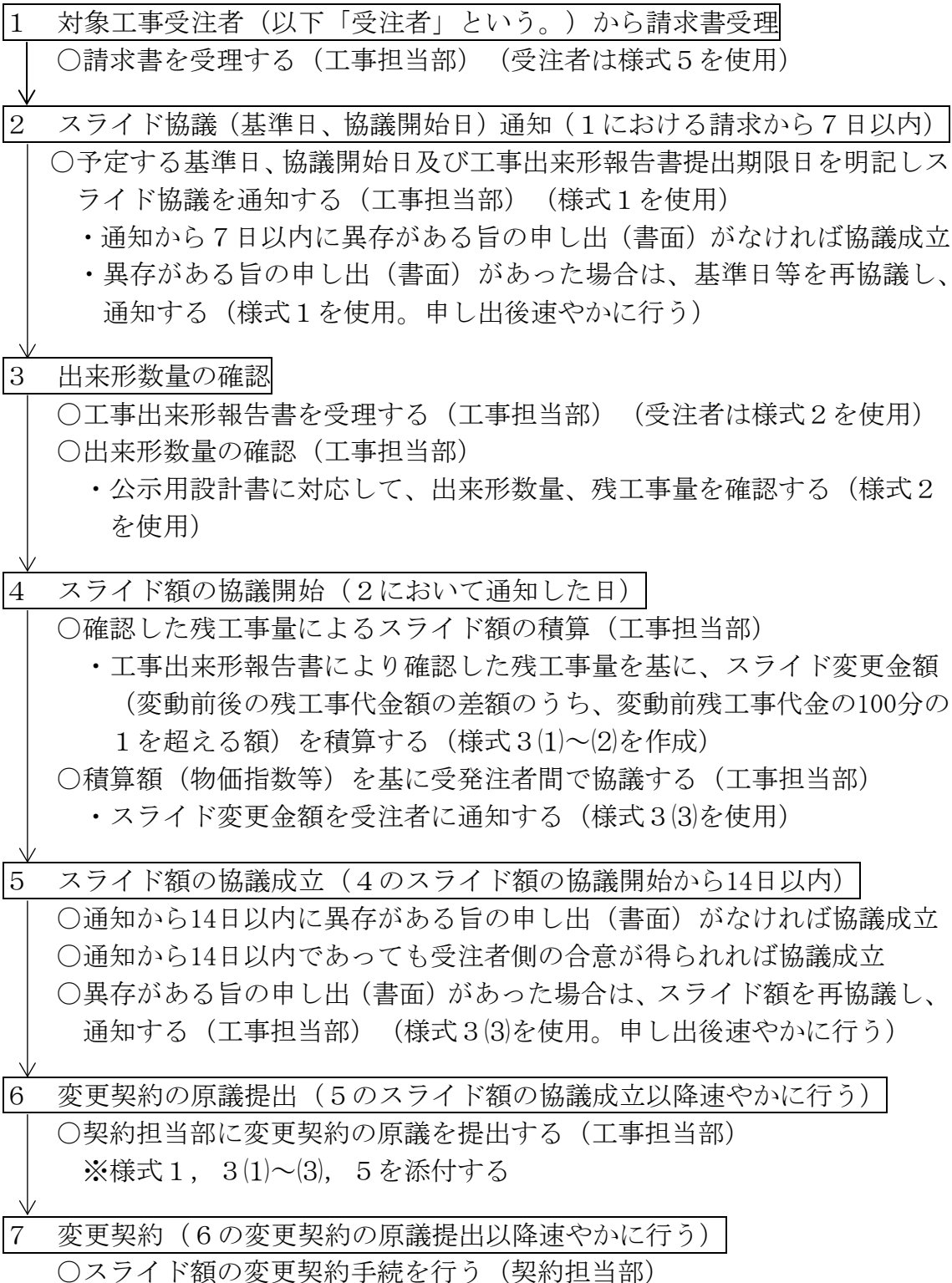
この取扱いは、令和 8 年 8 月 19 日以後のインフレスライドの請求について適用する。

インフレスライド実施フロー



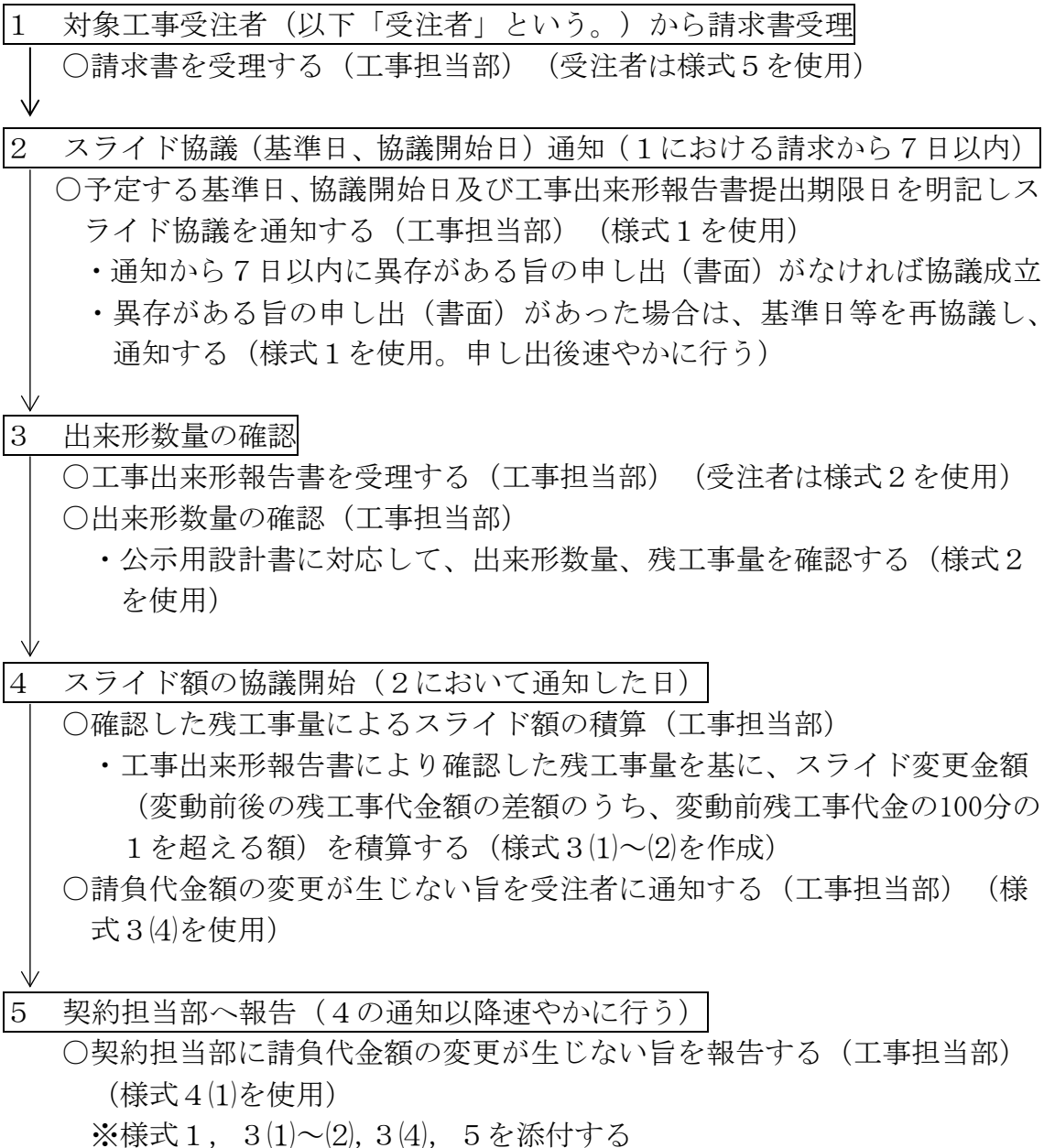
インフレスライド運用手順
(請負代金額に増額がある場合)

[インフレスライド事務処理フロー図参照]

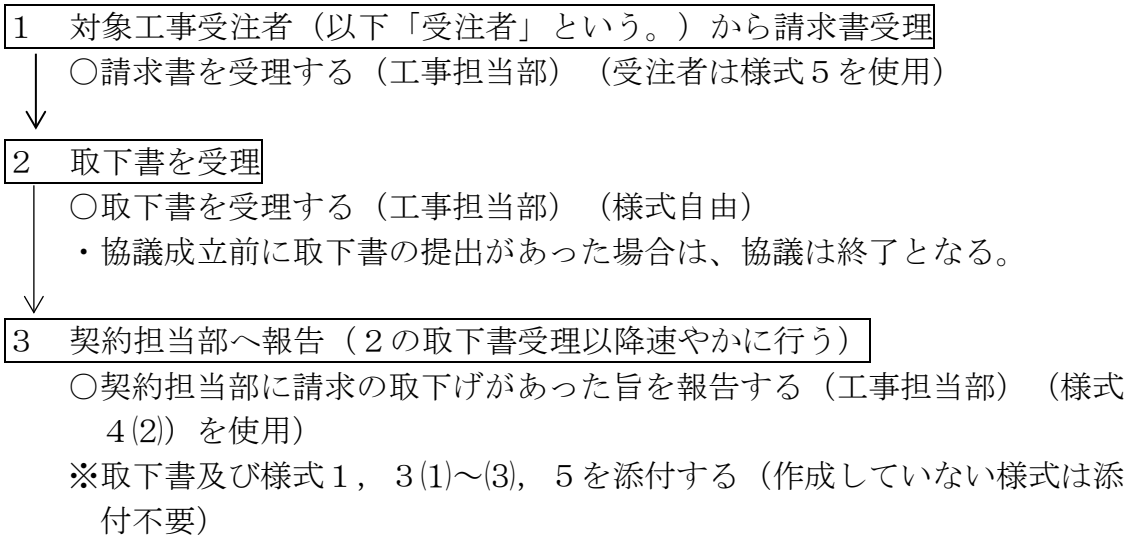


インフレスライド運用手順
(請負代金額に変更がない場合)

[インフレスライド事務処理フロー図参照]

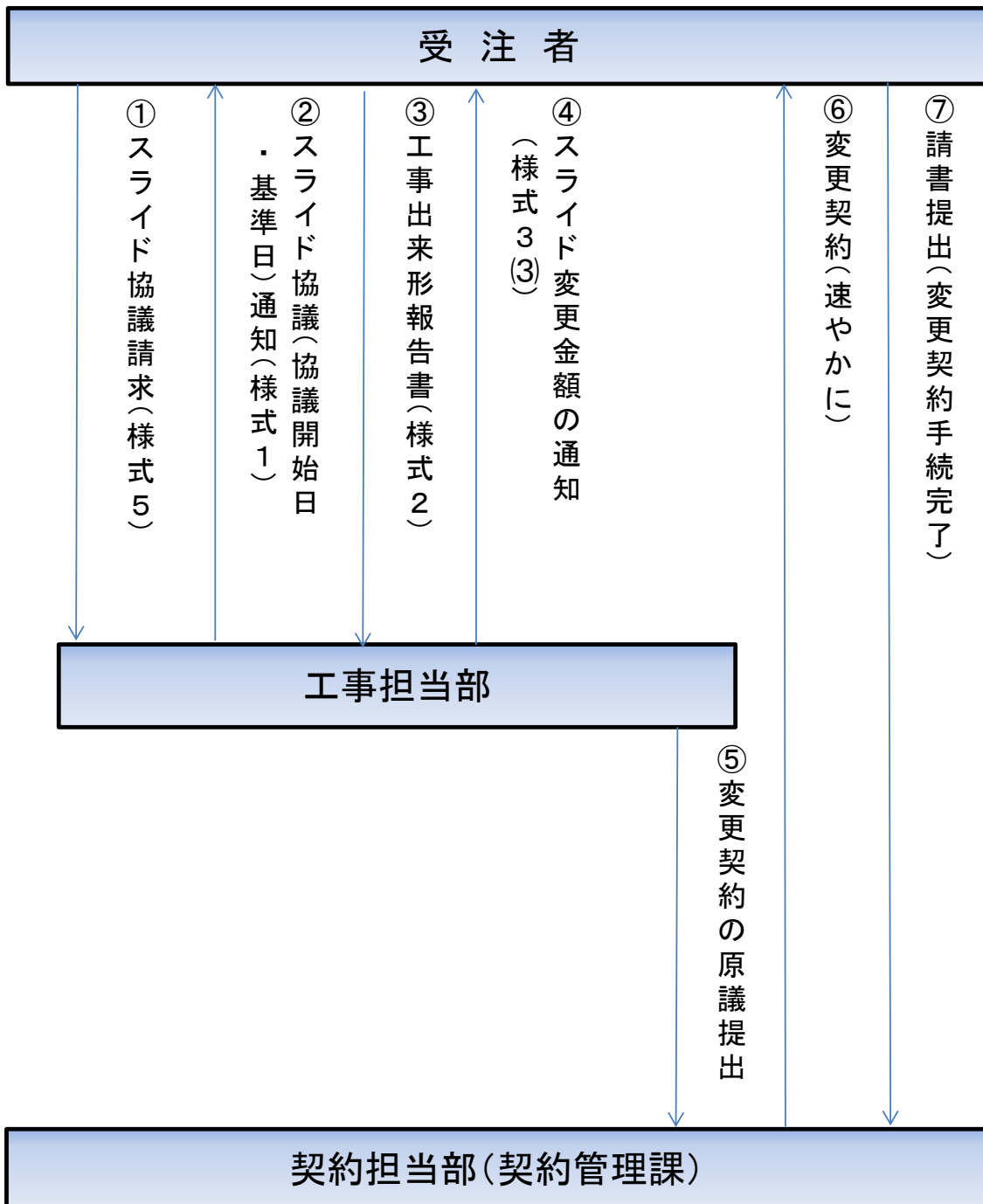


インフレスライド運用手順
(協議成立前に取下書の提出があった場合)



インフレスライド事務処理フロー図
(請負代金額に増額がある場合)

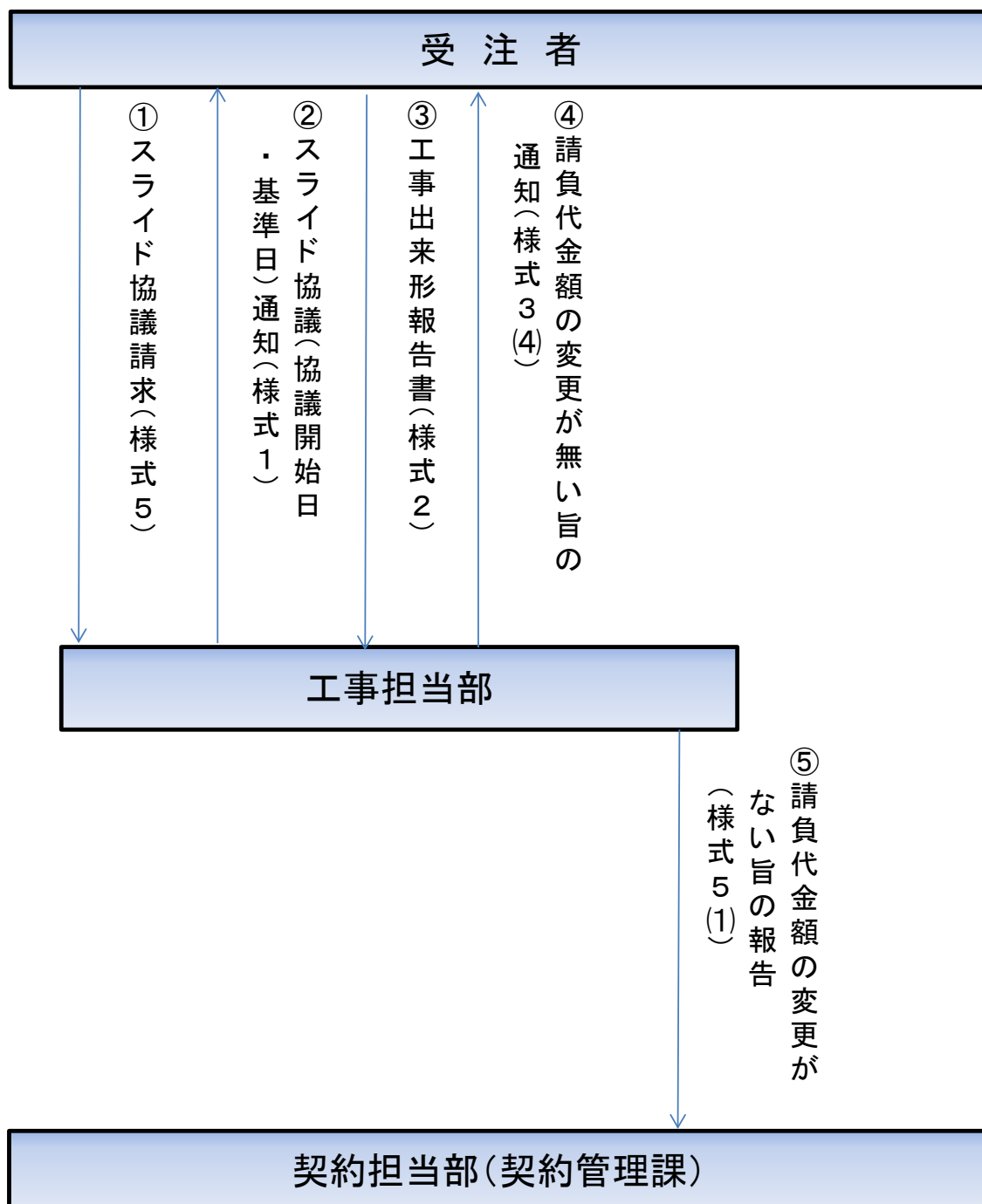
別紙3-1



※請負代金額に減額がある場合の具体的な手続については、上記フロー図や国で定める運用方法等に準じて取り扱う
※協議成立前に取下書の提出があった場合は、工事担当部から契約担当部あて報告を行う (様式4(2))

インフレスライド事務処理フロー図
(請負代金額に変更がない場合)

別紙3-2



※協議成立前に取下書の提出があった場合は、工事担当部から契約担当部あて報告を行う(様式4(2))

別記様式 1

第 号
年 月 日

様

札幌市長

札幌市建設工事請負契約約款第26条第8項に基づく協議開始日等の設定について（協議）

先に請求のあった下記工事に係る請負代金額の変更請求について、札幌市建設工事請負契約約款第26条第8項の規定に基づき、スライド協議開始日等について協議いたします。

本通知の内容に異存がない場合は、本通知の内容を承諾したものとし、下記に示す日までに工事出来形報告書を提出してください。異存がある場合は、本通知日から7日以内に書面にて申し出てください。

記

1 請 求 日 年 月 日

2 工事番号及び工事名

3 請 負 代 金 額

4 工 期 (着 手) 年 月 日
(しゅん功) 年 月 日

5 予 定 基 準 日 年 月 日

6 工事出来形報告書提出期限日 年 月 日

7 予定スライド協議開始日 年 月 日

担当
〇〇局〇〇部〇〇課
工事主任 〇〇〇〇

※ 工事担当部→受注者

工事出来形報告書(例)

工事主任	現場代理人

[illegible]

※出来形が無い場合は、表中に「出来形無し」と記載することで足りるものとする。

別記様式 3 (1)

	(審査担当決裁欄)	

	(工事担当部決裁欄)		

ス ラ イ ド 額 積 算 調 書

工事番号及び工事名	
工 期	着手 年 月 日 しゅん功 年 月 日
基 準 日	年 月 日
請 負 代 金 額	円 [うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円]
ス ラ イ ド 額 (※)	円 [うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円]
新 請 負 代 金 額	円 [うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円]

※ スライド額 ≤ 0 の場合は、0 円と記載すること。

年 月 日

工事主任

別記様式 3 (2)

賃金等の変動に基づく設計金額計算書

工事名 _____

(単位：円)

請負代金額 (税抜き)	出来形部分に相応 する請負代金額 (税抜き)	P 1 (税抜き)	P 2 (税抜き)

スライド額 (S) = [P 2 - P 1 - (P 1 × 1 / 100)] (但し、P 2 > P 1)
(税抜き)

S (※) = _____ 円
(税抜き)

S (※) = _____ 円
(税込み) [うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円]

出来形部分に相応する請負代金額：出来形部分に相応する設計金額に落札率を乗じた額
P 1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
P 2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P 1 に相当する額

※ S ≤ 0 の場合は、0 円と記載すること。

別記様式 3 (3)

第 号
年 月 日

様

札幌市長

札幌市建設工事請負契約約款第26条第7項に基づく請負代金額の変更について（協議）

先に請求のあった下記工事に係る請負代金額の変更請求について、札幌市建設工事請負契約約款第26条第7項の規定に基づき、スライド変更金額について協議いたします。

本通知の内容に異存がある場合は、速やかに書面にて申し出てください。

なお、本通知日から14日以内に異存がある旨の申し出がない場合又は14日以内であっても本通知に基づく変更契約に係る請書の提出がなされた場合は、本通知の内容を承諾したものとみなします。

記

1 請 求 日 年 月 日

2 工事番号及び工事名

3 基 準 日 年 月 日

4 スライド変更金額（増額） 円

[うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円]

担当

〇〇局〇〇部〇〇課

工事主任 〇〇〇〇

※ 工事担当部→受注者

別記様式 3 (4)

第 号
年 月 日

様

札幌市長

札幌市建設工事請負契約約款第26条第 6 項に基づく請負代金額の変更について（通知）

先に請求のあった下記工事に係る請負代金額の変更請求について、「工事出来形報告書」により、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額を算出したところ、当該差額が変動前残工事代金額の 1 %を超えず、札幌市建設工事請負契約約款第26条第 6 項に基づく請負代金額の変更が生じないこととなりましたので通知します。

記

1 請 求 日 年 月 日

2 工事番号及び工事名

担当
〇〇局〇〇部〇〇課
工事主任 〇〇〇〇

※ 工事担当部→受注者

別記様式 4 (1)

第 号
年 月 日

財) 管財部長 様

○) ○○部長

札幌市建設工事請負契約約款第26条第 6 項に基づく請負代金額の変更につ
いて (報告)

下記工事について、札幌市建設工事請負契約約款第26条第 6 項に基づき、受注者から
請負代金額の変更請求がありました。別添のとおり、請負代金額に変更は生じませんで
したので、報告いたします。

記

1 請 求 日 年 月 日

2 工事番号及び工事名

担当
○○局○○部○○課
工事主任 ○○○○

※ 工事担当部→契約担当部

※ 別紙として、別記様式 1, 3 (1)~(2), 3 (4), 5 を添付すること。

別記様式 4 (2)

第 号
年 月 日

財) 管財部長 様

○) ○○部長

札幌市建設工事請負契約約款第26条第 6 項に基づく請負代金額の変更請求
の取下げについて (報告)

下記工事について、札幌市建設工事請負契約約款第26条第 6 項に基づき、受注者から
請負代金額の変更請求がありましたが、別添のとおり、受注者から取下書の提出があり、
協議を終了しましたので、報告いたします。

記

1 請 求 日 年 月 日

2 工事番号及び工事名

担当
○○局○○部○○課
工事主任 ○○○○

※ 工事担当部→契約担当部

※ 別紙として、取下書及び別記様式 1, 3 (1)~(3), 5 を添付すること (作成していな
い別記様式は添付不要)

別記様式 5

年 月 日

(宛先) 札幌市長

(住所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

札幌市建設工事請負契約約款第26条第 6 項に基づく請負代金額の変更につ
いて (請求)

下記の工事については、賃金等の変動により、札幌市建設工事請負契約約款第26条第
6 項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1 工事番号及び工事名

2 請 負 代 金 額

3 契 約 日 年 月 日

4 工 期 (着手) 年 月 日

(しゅん功) 年 月 日

※ 受注者→工事担当部